

広島県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年二月十九日までの間、縦覧に供する。

令和八年二月五日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 道路の種類
県道
二 路線名
恐羅漢公園線
三 道路の区域

		区間	
新	旧	の新旧別	
五・九〇	七・二〇~一	○五・八〇~一 (敷地の幅員)	メートル
二三・五〇	二三・五〇	延長	メートル
拡幅		備考	

山県郡安芸太田町大字戸河内字内黒山八七九
番二地先から
山県郡安芸太田町大字戸河内字内黒山八七九
番二地先まで